

「永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針」の改定に関する新旧対照表(下線箇所は改正部分)

○「永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針」(令和5年1月19日、令和6年3月29日改定)

改 正 案	現 行
<p>第1章 永久磁石の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項</p> <p>第1節</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 永久磁石のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>(個別課題①) (略)</p> <p>(個別課題②) ネオジム磁石原材料の特定国への依存</p> <p>ネオジム磁石は原材料の特定国への依存が大きくかつ今後世界的に需要が拡大する。依存度を低減するためには、特定国以外からの原材料調達、レアアースフリー磁石の開発、リサイクルシステムの構築を行うことが必要となる。原材料の調達については、重要鉱物の安定供給確保のため別途措置が講じられる見込みであるが、レアアースフリー磁石が開発されると、製造コストの過半を占める原材料について特定国に依存せずに安定調達が可能となるだけでなく、価格競争力も向上することができる。<u>このためには、レアアース(特に重希土類)フリー磁石の開発が重要である。更に、今後需要の増加が見込まれる電動車駆動モーターに使用される永久磁石の性能を駆動用モーターで補完するべく、開発した永久磁石を搭載した電動車駆動モーターの開発が重要である。</u></p> <p>(個別課題③) (略)</p> <p>第2節 永久磁石の安定供給確保に関する目標</p>	<p>第1章 永久磁石の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項</p> <p>第1節</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 永久磁石のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>(個別課題①) (略)</p> <p>(個別課題②) ネオジム磁石原材料の特定国への依存</p> <p>ネオジム磁石は原材料の特定国への依存が大きくかつ今後世界的に需要が拡大する。依存度を低減するためには、特定国以外からの原材料調達、レアアースフリー磁石の開発、リサイクルシステムの構築を行うことが必要となる。原材料の調達については、重要鉱物の安定供給確保のため別途措置が講じられる見込みであるが、レアアースフリー磁石が開発されると、製造コストの過半を占める原材料について特定国に依存せずに安定調達が可能となるだけでなく、価格競争力も向上することができる。</p> <p>(個別課題③) (略)</p> <p>第2節 永久磁石の安定供給確保に関する目標</p>

改 正 案	現 行
<p>ネオジム磁石をモーター・自動車メーカー等のユーザー企業に持続的に安定供給するには、今後、急激に拡大する需要に対応するための製造設備増強と、原材料を安定的に調達するための磁石リサイクル設備導入、リサイクルのコスト削減のための新技術開発が必要となる。併せて、レアアースの使用量を削減する新たな磁石を開発することも原材料の供給源の多様化の観点から重要となる。サマリウムコバルト磁石の安定供給に関しては、生産性を向上させる設備改良が必要となる。</p> <p>そのため、2030年時点における国内需要量に応じて国内生産能力を増強することで現状の国際競争力の維持・強化を図るとともに、<u>ネオジム磁石のリサイクル</u>や代替磁石の開発等を通じて、2030年までにリサイクル能力を2020年比で倍増すること、<u>重希土類フリー磁石を開発し、これを搭載した電動車駆動モーターを開発</u>することで原料であるレアアースの外部依存度を低減させ、永久磁石の安定供給体制を強化する。</p> <p>具体的には製造設備増強により、2030年時点の国内需要量に応じた生産能力を確実に確保することで少なくとも国内需要を満たすことを目標とする。</p> <p>また、ネオジム磁石リサイクルにおいては、生産能力増強分に応じた加工屑や端材のリサイクル設備増強を実施しつつ、2030年までにリサイクル能力を2020年比で倍増する。</p> <p>(削る)</p>	<p>ネオジム磁石をモーター・自動車メーカー等のユーザー企業に持続的に安定供給するには、今後、急激に拡大する需要に対応するための製造設備増強と、原材料を安定的に調達するための磁石リサイクル設備導入、リサイクルのコスト削減のための新技術開発が必要となる。併せて、レアアースの使用量を削減する新たな磁石を開発することも原材料の供給源の多様化の観点から重要となる。サマリウムコバルト磁石の安定供給に関しては、生産性を向上させる設備改良が必要となる。</p> <p>そのため、2030年時点における国内需要量に応じて国内生産能力を増強することで現状の国際競争力の維持・強化を図るとともに、リサイクルや代替磁石の開発等を通じて、2030年までにリサイクル能力を2020年比で倍増し、重希土フリー磁石を開発することで原料であるレアアースの外部依存度を低減させ、永久磁石の安定供給体制を強化する。</p> <p>具体的には製造設備増強により、2030年時点の国内需要量に応じた生産能力を確実に確保することで少なくとも国内需要を満たすことを目標とする。</p> <p>また、ネオジム磁石リサイクルにおいては、生産能力増強分に応じた加工屑や端材のリサイクル設備増強を実施しつつ、2030年までにリサイクル能力を2020年比で倍増する。</p> <p><u>代替磁石開発においては、電気自動車用重希土フリーネオジム磁石開発、及びネオジムを用いないネオジム磁石代替磁石もしくはネオジムの使用量を半減可能</u></p>

改正案	現 行
<p>これら施策によりネオジム磁石およびサマリウムコバルト磁石の安定的な供給体制を構築する。</p> <p>第2章 永久磁石の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>(1) 永久磁石製造設備の能力増強</p> <p>① 施策の対象となる品目 ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石、<u>重希土類フリー永久磁石</u> ((3) ③の要件を満たす電動車駆動モーターに用いるものに限る。以下同じ。)</p> <p>② 施策の対象となる取組 ネオジム磁石生産能力の増強 サマリウムコバルト磁石の生産能力の維持 <u>重希土類フリー永久磁石の生産能力の増強</u></p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 ネオジム磁石の生産設備投資を支援することで2030年時点の国内需要量を十分に満たす生産能力増強を確実に実施し、国内需要に応える状況にする。これによりCN社会に向けた社会の取組に貢献するとともに国民の経済活動における</p>	<p><u>なネオジム磁石開発を5年程度の期限で行う。</u></p> <p>これら施策によりネオジム磁石およびサマリウムコバルト磁石の安定的な供給体制を構築する。</p> <p>第2章 永久磁石の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>(1) 永久磁石製造設備の能力増強</p> <p>① 施策の対象となる品目 ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石</p> <p>② 施策の対象となる取組 ネオジム磁石生産能力の増強 サマリウムコバルト磁石の生産能力維持</p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 ネオジム磁石の生産設備投資を支援することで2030年時点の国内需要量を十分に満たす生産能力増強を確実に実施し、国内需要に応える状況にする。これによりCN社会に向けた社会の取組に貢献するとともに国民の経済活動における</p>

改正案	現 行
<p>リスク低減を行う。サマリウムコバルト磁石の生産設備投資を支援することで国内需要への安定供給体制を維持し、国民の経済活動におけるリスク低減を行う。</p> <p>(2) 廃磁石からのレアアース原料リサイクル技術の開発・導入</p> <p>① 施策の対象となる品目 ネオジム磁石</p> <p>② 施策の対象となる取組 ネオジム磁石のリサイクル技術開発及び設備投資支援</p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 ネオジム磁石及び重希土類フリー永久磁石のリサイクル技術開発及び設備投資によりネオジム磁石生産能力増強分の加工屑や端材のリサイクルを実施するとともに、自動車や風力発電、家電等から回収される廃磁石の全量がリサイクル実施可能な環境を2030年までに整備する。これにより磁石原料の安定供給に寄与するとともに、レアアース価格変動に強いネオジム磁石とすることができる。</p> <p>(3) 省レアアース磁石の開発等</p> <p>① 施策の対象となる品目 ・ネオジム、ジスプロシウム又はテルビウム使用量を削減したネオジム磁石(以下「省レアアース磁石」という。) ・開発後の量産に向けた設備投資が見込める重希土類フリー永久磁石</p>	<p>リスク低減を行う。サマリウムコバルト磁石の生産設備投資を支援することで国内需要への安定供給体制を維持し、国民の経済活動におけるリスク低減を行う。</p> <p>(2) 廃磁石からのレアアース原料リサイクル技術の開発・導入</p> <p>① 施策の対象となる品目 ネオジム磁石</p> <p>② 施策の対象となる取組 ネオジム磁石のリサイクル技術開発及び設備投資支援</p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標 ネオジム磁石のリサイクル技術開発及び設備投資によりネオジム磁石生産能力増強分の加工屑や端材のリサイクルを実施するとともに、自動車や風力発電、家電等から回収される廃磁石の全量がリサイクル実施可能な環境を2030年までに整備する。これにより磁石原料の安定供給に寄与するとともに、レアアース価格変動に強いネオジム磁石とすることができる。</p> <p>(3) 省レアアース磁石の開発</p> <p>① 施策の対象となる品目 ネオジム、ジスプロシウム/テルビウム使用量を削減した磁石及びネオジム磁石を代替する高性能磁石</p>

改正案	現 行
<p>・開発後の量産に向けた設備投資が見込める重希土類フリー永久磁石を搭載した電動車駆動モーター</p> <p>② 施策の対象となる取組</p> <p>・安定供給を前提とした省レアアース磁石の開発の取組</p> <p>・重希土類フリー永久磁石の開発及びこれを搭載した電動車駆動モーターの開発の取組</p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標</p> <p>省レアアース磁石の開発においては、ネオジム使用量を半減したネオジム磁石などの開発を5年度程度の期限で行う。また、重希土類フリー永久磁石の開発とこれを搭載した電動車駆動モーターの開発を3年程度の期限で行い、重希土類フリー永久磁石を用いた電動車駆動モーターであって、回転数 10,000rpm 以上、かつトルク密度 50Nm/L 以上、その他競争力ある形で電気自動車において採用され得ると認められるものを実現する。本支援による開発にて、重希土類の使用量の削減が期待でき、サプライチェーンリスクの低減に繋げる。</p> <p>第3節 施策に係る留意事項</p> <p>(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>マテリアル革新力強化戦略において、供給途絶リスクが高い等の金属資源について、鉱種ごとの特性を踏まえ、権益の確保やリサイクル、国際資源開発など、戦略的なサプライチェーンの強靱化を図るとしている。</p>	<p>② 施策の対象となる取組</p> <p>省レアアース磁石の開発</p> <p>③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標</p> <p>磁石開発においては、電動車用駆動モーターに搭載可能な重希土フリー磁石の開発とネオジム使用量を半減したネオジム磁石等の開発を5年程度の期限で行う。</p> <p>第3節 施策に係る留意事項</p> <p>(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>マテリアル革新力強化戦略において、供給途絶リスクが高い等の金属資源について、鉱種ごとの特性を踏まえ、権益の確保やリサイクル、国際資源開発など、戦略的なサプライチェーンの強靱化を図るとしている。</p>

改正案	現行
<p>研究開発に係る施策のうち、本施策は既存技術の社会実装並びに実用化に近い技術の開発及びその社会実装について支援する。</p> <p>また、低コストでのリサイクル技術の開発としては、既に加工工程にて生じた合金屑はリサイクルされているが、製品中の磁石から原材料を分離・精製するには、選別技術や追加の設備投資、システム・ルール構築等が必要となる。そのため、長期的には、「資源循環システム高度化促進事業」(2017～2022年)において、市中からの回収した製品及び部品の分離選別技術及び高効率な製錬プロセスを確立するための研究開発を実施している。また、設計上の工夫や磁石組成の情報共有ルール等により、モーターから磁石を取り出しやすくするための川下企業との連携を促進する必要がある、研究会を実施する。一方で、短期的には、既存のリサイクルプロセスを低コスト化する技術開発が必要であるため、本施策において技術開発支援を実施する。</p> <p>レアアース使用量を削減した磁石の開発としては、「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」(2012～2021年)、「サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証」(2020～2021年)において開発を促進しており、これらの成果により、省レアアース磁石の技術候補が存在しているところ、特定国依存の早期脱却を進めるため、本施策において開発支援を実施する。</p> <p>また、重要鉱物の安定供給確保のため別途講じられる見込みの措置と連携し、永久磁石の上流となるレアアース資源の安定供給確保を図る。さらに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の規定に基づく輸出規制・役務取引規制及び対内直接投資の厳格な運用を図る。</p>	<p>研究開発に係る施策のうち、本施策は既存技術の社会実装並びに実用化に近い技術の開発及びその社会実装について支援する。</p> <p>また、低コストでのリサイクル技術の開発としては、既に加工工程が出た合金屑はリサイクルされているが、製品中の磁石から原材料を分離・精製するには、選別技術や追加の設備投資、システム・ルール構築等が必要となる。そのため、長期的には、「資源循環システム高度化促進事業」(2017～2022年)において、市中からの回収した製品及び部品の分離選別技術及び高効率な製錬プロセスを確立するための研究開発を実施している。また、設計上の工夫や磁石組成の情報共有ルール等により、モーターから磁石を取り出しやすくするための川下企業との連携を促進する必要がある、研究会を実施する。一方で、短期的には、既存のリサイクルプロセスを低コスト化する技術開発が必要であるため、本施策において技術開発支援を実施する。</p> <p>レアアース使用量を削減した磁石の開発としては、「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」(2012～2021年)、「サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証」(2020～2021年)において開発を促進しており、これらの成果により、省レアアース磁石の技術候補が存在しているところ、特定国依存の早期脱却を進めるため、本施策において開発支援を実施する。</p> <p>また、重要鉱物の安定供給確保のため別途講じられる見込みの措置と連携し、永久磁石の上流となるレアアース資源の安定供給確保を図る。さらに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の規定に基づく輸出規制・役務取引規制及び対内直接投資の厳格な運用を図る。</p>

改 正 案	現 行
<p>さらに、クリティカルマテリアル・ミネラル会合など多国間での協力、米国等との2国間での協力を推進し、国際協力によるサプライチェーンの強化を行う。</p>	<p>さらに、クリティカルマテリアル・ミネラル会合など多国間での協力、米国等との2国間での協力を推進し、国際協力によるサプライチェーンの強化を行う。</p>
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第3章 永久磁石の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p>	<p>第3章 永久磁石の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p>
<p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、永久磁石の安定供給に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、永久磁石等の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p>	<p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、永久磁石の安定供給に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、永久磁石等の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p>
<p>第1節 取組の対象範囲</p>	<p>第1節 取組の対象範囲</p>
<p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第3号に規定する永久磁石又はその生産に必要な原材料等（原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）に係る<u>取組のうち、ネオジム磁石、若しくは重希土類フリー永久磁石の生産能力を増強する取組又は、サマリウムコバルト磁石の生産能力を維持する取組、ネオジム磁石のリサイクル技術開発又は設備投資の取組並びに省レアアース磁石の開発又は重希土類フリー永久磁石の開発及びこれを搭載した電動車駆動モーターの一</u></p>	<p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第3号に規定する永久磁石又はその生産に必要な原材料等（原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）のうち、<u>ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石又はこれらに代替できる省レアアース磁石に関する取組であって、これらの生産基盤整備と研究開発に該当するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>体開発の取組とする。</u></p> <p>技術開発においては、設備投資の検討を前提とした取組を認定することとする。なお、経済産業大臣は、技術開発と当該技術開発を前提とする設備投資の両方が含まれる供給確保計画を認定するときは、当該設備投資の助成に関し、当該計画に記された研究開発目標の妥当性を確認し、さらに、安定供給確保支援独立行政法人による目標達成の確認を申請者に求めることとし、目標が未達の場合には、当該設備投資は助成の対象外とする条件を付すものとする。</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶のリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的であると認められる取組とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レアアース磁石の生産能力増強 <p>代替材料のない、もしくは代替した場合に著しくモーター性能及びそのモーターを搭載する製品の機能性・商品性が低下するレアアース磁石の供給安定性確保を目的とした取組を対象とする。具体的には、サマリウムコバルト磁石又は室温下の磁石性能において最大エネルギー積が 150 k J/m^3 以上、保磁力が 800 k A/m 以上のネオジム磁石を生産すること。ネオジム磁石の生産能力の増強においては年間 500 トン以上の増強である取組を対象とする。ただし、本事業による開発成果を用いた生産能力の増強においては、年間 100 トン以上の増強である取組を対象とする。また、最先端技術を生み出す研究開発所や一定規模の量産を可能と</p>	<p>技術開発においては、設備投資の検討を前提とした取組を認定することとする。なお、経済産業大臣は、技術開発と当該技術開発を前提とする設備投資の両方が含まれる供給確保計画を認定するときは、当該設備投資の助成に関し、当該計画に記された研究開発目標の妥当性を確認し、さらに、安定供給確保支援独立行政法人による目標達成の確認を申請者に求めることとし、目標が未達の場合には、当該設備投資は助成の対象外とする条件を付すものとする。</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶のリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的であると認められる取組とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レアアース磁石の生産能力増強 <p>代替材料のない、もしくは代替した場合に著しくモーター性能及びそのモーターを搭載する製品の機能性・商品性が低下するレアアース磁石の供給安定性確保を目的とした取組を対象とする。具体的には、サマリウムコバルト磁石又は室温下の磁石性能において最大エネルギー積が 150 k J/m^3 以上、保磁力が 800 k A/m 以上のネオジム磁石を生産すること。ネオジム磁石の生産能力の増強においては年間 500 トン以上の増強である取組を対象とする。ただし、本事業による開発成果を用いた生産能力の増強においては、年間 100 トン以上の増強である取組を対象とする。また、最先端技術を生み出す研究開発所や一定規模の量産を可能と</p>

改正案	現 行
<p>する能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。サマリウムコバルト磁石の製造設備投資に関しては年間 100 トン以上の製造設備能力を保持できる取組を対象とする。<u>重希土類フリー永久磁石の製造設備投資に関しては、年間 100 トン以上の製造設備能力を保持できる取組を対象とする。</u></p> <p>・ 廃磁石からのレアアース原料リサイクルプロセスの確立</p> <p>リサイクル技術開発及び設備投資について、ネオジム磁石のリサイクルを対象とする。製造工程で出る加工屑などに加え、市中で回収された磁石のリサイクルが可能な設備投資を取組の対象とする。</p> <p>なお、既存のリサイクルプロセス設備を有している企業が設備増強を行う場合は当該設備にて年間 500 トン以上のネオジム磁石生産に寄与する取組を対象とする。新規リサイクル技術設備導入の場合は、当該設備にて年間 200 トン以上のネオジム磁石生産に寄与する取組を対象とする。</p> <p>リサイクル技術開発に関しては開発対象となるプロセスにおけるコストを 10% 以上低減する取組を対象とする。</p> <p>・ 省レアアース磁石の開発等</p> <p>磁石開発においては主要なレアアース原料である、ネオジム及びジスプロシウム、又はテルビウム<u>使用量を削減したネオジム磁石の開発の取組並びに重希土類フリー永久磁石の開発及びこれを搭載した電動車駆動モーターの一体開発の取組</u>を支援対象とする。例えば、ジスプロシウムやテルビウムといった重希土レアアースを用いず、性能及び生産規模の面においてネオジム磁石の代替が可能な永</p>	<p>する能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。サマリウムコバルト磁石の製造設備投資に関しては年間 100 トン以上の製造設備能力を保持できる取組を対象とする。</p> <p>・ 廃磁石からのレアアース原料リサイクルプロセスの確立</p> <p>リサイクル技術開発及び設備投資について、ネオジム磁石のリサイクルを対象とする。製造工程で出る加工屑などに加え、市中で回収された磁石のリサイクルが可能な設備投資を取組の対象とする。</p> <p>なお、既存のリサイクルプロセス設備を有している企業が設備増強を行う場合は当該設備にて年間 500 トン以上のネオジム磁石生産に寄与する取組を対象とする。新規リサイクル技術設備導入の場合は、当該設備にて年間 200 トン以上のネオジム磁石生産に寄与する取組を対象とする。</p> <p>リサイクル技術開発に関しては開発対象となるプロセスにおけるコストを 10% 以上低減する取組を対象とする。</p> <p>・ 省レアアース磁石の開発</p> <p>磁石開発においては主要なレアアース原料である、ネオジム及びジスプロシウム、又はテルビウム<u>の省資源化を目的とする技術開発</u>を支援対象とする。例えば、ジスプロシウムやテルビウムといった重希土レアアースを用いず、性能及び生産規模の面においてネオジム磁石の代替が可能な永久磁石の開発を対象とする。</p>

改正案	現 行
<p>久磁石の開発を対象とする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく永久磁石等の設備投資による生産が開始された時点から5年以上とする。また、研究開発を伴う取組においては、研究開発期限を5年程度とし、その成果が出た場合には、速やかに実用化に向けた設備投資への取組に着手することとする。<u>なお、重希土類フリー永久磁石及びこれを搭載した電動車駆動モーターの一体開発の取組においては、研究開発期限を3年程度とし、その成果が出た場合には、速やかに実用化に向けた設備投資への取組に着手し、取組を行うべき期限は、設備投資による生産が開始された時点から3年以上とする。</u></p> <p>供給確保計画に支障が出た場合には、速やかに経済産業省に連絡し、供給確保計画を継続するために必要な変更案を提出すること。例えば、事業譲渡、本事業で成果の出た技術のライセンス供与等があった場合には速やかに経済産業省に連絡すること。</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、永久磁石等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとする。</p>	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく永久磁石等の設備投資による生産が開始された時点から5年以上とする。また、研究開発を伴う取組においては、研究開発期限を5年程度とし、その成果が出た場合には、速やかに実用化に向けた設備投資への取組に着手することとする。</p> <p>供給確保計画に支障が出た場合には、速やかに経済産業省に連絡し、供給確保計画を継続するために必要な変更案を提出すること。例えば、事業譲渡、本事業で成果の出た技術のライセンス供与等があった場合には速やかに経済産業省に連絡すること。</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、永久磁石等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 供給確保計画の認定の対象とする取組を実施するのに十分な人員を有していること。</p> <p>(2) 供給確保計画の認定の対象とする取組の実施に必要な資金の調達計画が妥当なものであること。</p> <p>(3) 供給確保計画の認定の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。<u>特に、国際的な動向を踏まえ、永久磁石やその原料等の製造技術に関する優位性を棄損し得るリスクに対して、取組の内外を問わず、その低減のため必要な措置を講ずるための体制が構築されていること（次節（3）を参照のこと）。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 技術流出防止措置</u></p> <p><u>供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と総称する。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。</u></p> <p><u>(ア) コア技術等へのアクセス管理</u></p> <p><u>コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること</u></p>	<p>(1) 供給確保計画の認定の対象とする取組を実施するのに十分な人員を有していること。</p> <p>(2) 供給確保計画の認定の対象とする取組の実施に必要な資金の調達計画が妥当なものであること。</p> <p>(3) 供給確保計画の認定の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理</u></p> <p><u>(ア) に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 取引先における管理</u></p> <p><u>申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。</u></p> <p><u>(エ) 技術移転等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。</u> <u>・特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該</u> 	

改正案	現 行
<p>行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。</p> <p>① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合</p> <p>イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者</p> <p>ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者</p> <p>②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合</p> <p><他者又は他国に対する行為></p> <p>(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する</p> <p>(ii) 他者に対し、コア技術等を提供する</p> <p>(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う</p> <p>(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う</p> <p>(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が 10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の 85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）</p> <p>第7節（略） 第8節（略）</p>	<p>第7節（略） 第8節（略）</p>

改正案	現行
<p>第4章（略） 第5章（略） 第6章 永久磁石の安定供給確保に当たって配慮すべき事項 第1節（略） 第2節（略） 第3節（略） 第4節 <u>自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境</u> <u>将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある。</u></p> <p><u>これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。</u></p> <p>第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表 （1）関係者の意見の適切な考慮</p> <p>個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。</p>	<p>第4章（略） 第5章（略） 第6章 永久磁石の安定供給確保に当たって配慮すべき事項 第1節（略） 第2節（略） 第3節（略）</p> <p>第4節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表 （1）関係者の意見の適切な考慮</p> <p>個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(2) 施行状況の適切な公表等の実施</p> <p>本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報に行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>第6節 関係行政機関との連携</p> <p>関係行政機関は、永久磁石等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。</p> <p>第7章 (略)</p> <p>附則(令和7年〇月〇日改定)</p> <p><u>1 この取組方針は、令和7年〇月〇日から適用する。</u></p> <p><u>2 適用日前にされた供給確保計画の認定(変更の認定を含む。以下同じ。)の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(2) 施行状況の適切な公表等の実施</p> <p>本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報に行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>第5節 関係行政機関との連携</p> <p>関係行政機関は、永久磁石等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。</p> <p>第7章 (略)</p>

改正案	現行
<u>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</u>	